

SC1

あなたの年齢をお知らせください。

歳

次へ

0

50

100(%)

## SC2

あなたの性別をお知らせください。

1 ☐ 男性

2 ☐ 女性

次へ

0

50

100(%)

SC3

あなたのお住まい(都道府県)をお知らせください。

---

▼

次へ

050100(%)

## SC4

あなたのお住まい(市町村)をお知らせください。

## 大阪市域

1 ☐ 大阪市

## 北部大阪地域

2 ☐ 豊中市3 ☐ 池田市4 ☐ 吹田市5 ☐ 高槻市6 ☐ 茨木市7 ☐ 箕面市8 ☐ 摂津市9 ☐ 島本町10 ☐ 豊能町11 ☐ 能勢町

## 東部大阪地域

12 ☐ 守口市13 ☐ 枚方市14 ☐ 八尾市15 ☐ 寝屋川市16 ☐ 大東市17 ☐ 柏原市18 ☐ 門真市19 ☐ 東大阪市20 ☐ 四條畷市21 ☐ 交野市

## 南部大阪地域

22 ☐ 堺市23 ☐ 岸和田市24 ☐ 泉大津市25 ☐ 貝塚市26 ☐ 泉佐野市27 ☐ 富田林市28 ☐ 河内長野市29 ☐ 松原市30 ☐ 和泉市31 ☐ 羽曳野市32 ☐ 高石市33 ☐ 藤井寺市34 ☐ 泉南市35 ☐ 大阪狭山市36 ☐ 阪南市37 ☐ 忠岡町38 ☐ 熊取町39 ☐ 田尻町40 ☐ 岬町41 ☐ 太子町42 ☐ 河南町43 ☐ 千早赤阪村

次へ

0

50

100(%)

## SC5

あなたの職業をお知らせください。

- 1 ☐ 会社役員・団体役員
- 2 ☐ 会社員(正規雇用)
- 3 ☐ 会社員(派遣・契約など非正規雇用)
- 4 ☐ 公務員・団体職員
- 5 ☐ パート・アルバイト
- 6 ☐ 自営業・自由業
- 7 ☐ 農林水産業
- 8 ☐ 家内労働・在宅ワーカー
- 9 ☐ 専業主婦(夫)
- 10 ☐ 無職
- 11 ☐ 学生
- 12 ☐ その他

次へ

0

50

100(%)

はじめに、男女共同参画についてお伺いします。

### Q1

あなたの経験に照らし、次のことがらについて、あなたの考えに最も近いものを一つ選択してください。(それぞれひとつずつ)

※「地域活動」とは、自治会、PTA、民生委員、NPOやボランティアでの活動などをさします。

|                            | そう<br>思う | ど<br>ち<br>ら<br>か<br>と<br>い<br>え<br>ば<br>そ<br>う<br>思<br>う | ど<br>ち<br>ら<br>か<br>と<br>い<br>え<br>ば<br>そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | そ<br>う<br>思<br>わ<br>な<br>い | わ<br>か<br>ら<br>な<br>い<br>・<br>判<br>断<br>で<br>き<br>る<br>経<br>験<br>が<br>な<br>い |
|----------------------------|----------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 男は仕事、女は家庭という考え方          | 1○       | 2○                                                       | 3○                                                                 | 4○                         | 5○                                                                           |
| 2 以前に比べて、社会で女性が活躍しやすくなっている | 1○       | 2○                                                       | 3○                                                                 | 4○                         | 5○                                                                           |
| 3 地域活動(※)が以前より活性化している      | 1○       | 2○                                                       | 3○                                                                 | 4○                         | 5○                                                                           |

次へ

0 50 100(%)

## Q2

大阪府では、男女共同参画の推進と青少年の健全育成を目的にドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)を運営しています。

あなたは、このセンターについて知っていますか。

- 1 ☐ 利用したことがある
- 2 ☐ 利用したことはないが、どのような施設か知っている
- 3 ☐ 聞いたことはあるが、どのような施設か知らない
- 4 ☐ 聞いたことがなく、どのような施設かも知らない

次へ

0 50 100(%)

### Q3

大阪府では、男女共同参画を推進するため、様々なセミナー等を開催しています。  
あなたが男女共同参画を考えるために聞いてみたいと思うセミナーのテーマを、あてはまるものをすべて選択してください。（いくつでも）

- 1 ☐ 男女共同参画社会の実現・女性の人権
- 2 ☐ SDGsと男女共同参画
- 3 ☐ 働き方改革
- 4 ☐ 女性の活躍推進
- 5 ☐ ハラスメント対策(セクハラ・パワハラ・マタハラ等)
- 6 ☐ DVの実情と支援
- 7 ☐ DV加害者の更生
- 8 ☐ 若年層へのデートDV防止啓発
- 9 ☐ 女性の貧困、子どもの貧困
- 10 ☐ 性暴力被害の実情と支援
- 11 ☐ その他

次へ

0 50 100(%)

次に、配偶者等からの暴力についてお伺いします。

#### Q4

あなたは、次のようなことが夫婦・パートナー(交際相手を含む)間で行われた場合、それを暴力だと思いますか。

あなたの考えに最も近いものを一つ選択してください。(それぞれひとつずつ)

夫婦間(生活の本拠を共にする交際相手を含む)で以下のことが行われた場合

|                                             | 常に暴力だ<br>と思う     | 時と場合<br>によって<br>は     | 暴力だ<br>と思わ<br>ない |
|---------------------------------------------|------------------|-----------------------|------------------|
| 1 平手でうつ                                     | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 2 なぐる、ける                                    | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 3 家具などの物にあたる、壊す                             | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 4 なぐるふりをして、おどす                              | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 5 望まないのに性的な行為を強要する、避妊に協力しない                 | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 6 無理矢理ポルノ画像などを見せる                           | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 7 何を言っても無視し続ける                              | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 8 暴言をはいたり、ばかにしたり、見下したりする                    | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 9 自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する           | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 10 友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする       | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 11 本人の許可なく性的な写真や動画などを一般に公開する                | 1○               | 2○                    | 3○               |
| 12 子どもに危害を加えたり、子どもを取り上げようとする、又は子どもの前で暴力をふるう | 1○               | 2○                    | 3○               |
|                                             | 常に暴力<br>だと思<br>う | 時と場<br>合によ<br>って<br>は | 暴力だ<br>と思わ<br>ない |

次へ

0

50

100(%)

## Q5

大阪府では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づき、被害者からの相談に乗ったり、必要な支援を行っています。  
あなたはこの法律について知っていますか。

- 1 ☐ 知っている
- 2 ☐ 聞いたことはあるが、内容は知らない
- 3 ☐ 聞いたことがなく、内容を知らない

次へ

0

50

100(%)

次に、児童虐待の防止についてお伺いします。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、18歳未満の者を児童とし、保護者が児童に対して行う主に次のような行為を「児童虐待」と定義しています。

- ・ 身体への暴行
- ・ 児童へのわいせつ行為と、わいせつ行為をさせること
- ・ 心身の正常な発達を妨げる減食・長時間の放置
- ・ 著しい暴言・拒絶的反応・配偶者への暴力を見せるなど著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- ・ 保護者以外の同居人による前記の行為と同様の行為を放置すること など

## Q6

児童虐待等の連絡先として平成27年7月より、児童相談所全国共通ダイヤルが「189」（いちはやく）という3桁の番号になり、令和元年12月に、「児童相談所虐待対応ダイヤル」へ名称が変更されました。

あなたはこの3桁の番号を知っていましたか。

- 1 ☐ 虐待対応ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知っていた
- 2 ☐ 虐待対応ダイヤルがあることは知っていたが、それが「189」であることは知らなかった
- 3 ☐ 虐待対応ダイヤルがあることも、それが「189」であることも知らなかった

次へ

0 50 100(%)

## Q7

前問で「〇〇〇(Q6回答テキスト再掲)」と答えた方にお伺いします。

「虐待対応ダイヤル」について、あなたが見聞きしたことがあるものを、すべて選んでください。(いくつでも)

※「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」とは、児童虐待防止に対する意識を高めるため、11月の秋のこどもまんなか月間を中心として全国で行われる、広報啓発活動等の取り組みです。

大阪府では、ガンバ大阪、大阪ブルテオン、大阪ラヴィッツとの連携ポスター及び啓発動画による広報啓発や、オレンジライトアップ、デジタルサイネージによる広報啓発などによるキャンペーンを行いました。

- 1 ☐ 知事や市町村長が着用している児童虐待防止オレンジジャンパー
- 2 ☐ オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン※
- 3 ☐ 児童虐待に関するリーフレット・ポスター
- 4 ☐ 大阪府や市町村の広報誌
- 5 ☐ 大阪府や市町村のホームページ
- 6 ☐ 大阪府や市町村以外のインターネット(SNS含む)
- 7 ☐ テレビ、ラジオ
- 8 ☐ 新聞、雑誌
- 9 ☐ 友人・知人からの口コミ
- 10 ☐ その他
- 11 ☐ わからない/覚えていない

次へ

0 50 100(%)

## Q8

児童虐待を受けたと思われる児童を見つけた人は、「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、速やかに福祉事務所又は児童相談所等に通告しなければならない義務があります。

あなたは、このことを知っていましたか。

- 1 ☐ 知っていた
- 2 ☐ 知らなかった

次へ

0 50 100(%)

### Q9

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。  
あなたは、このことを知っていましたか。

- 1 ☐ 知っていた
- 2 ☐ 知らなかった

送信

0 50 100(%)